

電子申請Q&A

電子申請について（確認検査、フラット35適合証明）		
1	建築確認申請を電子申請で行う場合、全ての確認図書を電子データでのやりとりをすることを言うのですか。	令和4年3月に改訂された建築確認電子申請ガイドラインより、提出書類の電子範囲が明確になり、確認申請書（図書）については、すべて電子で提出が前提になります。 ※建築工事届、行政事前協議書類、浄化槽設置届などの確認申請書（図書）に該当しない書類は書面提出ができます。 ※構造適判が書面申請の場合は、電子化（スキャン等）した副本（写し）を提出する必要があります。
2	確認申請提出時には、電子申請を行っていましたが、審査途中で紙申請へ切り替えたい場合、対応をしていただけるのでしょうか。	審査途中で、電子から紙への変更はできません。原則、電子での申請について「取り下げ届」を提出いただき、紙で再申請の手続きをお願いします。
3	中間・完了検査の申請を電子申請とした場合、申請書は電子で提出するのですが、第3面の軽微変更内容を記載した書類や図面などは紙で提出することは可能ですか。	建築確認申請同様に、検査申請書類は電子データとして提出していただくことになります。『申請書第3面の軽微変更の別紙である図面や変更内容の記述がある書類に関しては、電子データでの提出になります。 ※省エネ適判がERIではなく、書面申請の場合は、電子化（スキャン等）した副本（写し）を提出する必要があります。
4	消防同意も電子データで同意依頼をするのでしょうか。	消防同意については、電子データを日本ERIで出力して消防へ送付する方法が主流です。 日本ERIで出力する必要があるため、印刷費用を確認申請手数料の一部として頂いています。
5	電子署名を付与した図書をアップロードすることは可能ですか。	可能ですが、返却時のERIの電子印等の取り扱いについて、申請支店にご相談ください。
6	適合証明（フラット35）の申請も電子申請が可能ですか。	適合証明（フラット35）に関しては、電子申請は可能です。

電子申請について（住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素住宅、BELS等）		
1	住宅性能評価、省エネ関連の申請も電子申請が可能ですか。	可能です。なお、一戸建ての住宅、併用住宅、長屋（アパート含む）については電子申請による受付を標準としております。 https://www.j-eri.co.jp/news/new210308-1.html

電子申請について（省エネ適合判定）		
1	省エネ適判の申請も電子申請が可能ですか？	可能です。
2	300㎡以上の住宅部分がある複合建築物の電子申請は可能ですか。	申し訳ありませんが、当面の間300㎡以上の住宅部分を含む複合建築物の電子申請は取扱いございません。なお、300㎡未満の住宅部分を含む複合建築物の電子申請は可能です。
3	仮申請（仮受け）から電子申請したいのですが、申請種別はどれを選んだら良いですか。	仮申請（仮受け）から本申請（正受け）まで電子申請で行う場合は「省エネ適判（電子申請）」を選択し、備考欄に「仮受け希望」と入力して下さい。なお仮申請（仮受け）のみ電子申請で行う場合は、「省エネ適判（電子的申請）」を選択して下さい。
4	計画変更、軽微変更該当証明の電子申請はどのように行えば良いですか。	当初の省エネ適判を電子申請で行っている場合は、対象物件の詳細画面の中に「追加申請」ボタンが表示されています。当該ボタンを押すと申請画面に移行しますので、申請種別「省エネ適判（電子申請）」を選択し、コメントに「計画変更」や「軽微変更該当証明」と記入して申請をお願いします。 また計画変更や軽微変更該当証明から電子申請を行う場合は、申請種別「省エネ適判（電子申請）」を選択し、備考欄に「計画変更」または「軽微変更該当証明申請」と入力して下さい。
5	仮申請（仮受け）の場合の申請図書は、どのようなものを用意する必要がありますか。	本申請（正受け）と同じものをご提出ください。
6	電子署名を付与した図書をアップロードすることは可能ですか。	可能です。返却時にERIの「しるし」を付与するため、長期タイムスタンプの付与はしないでください。